

Vol  
79  
2022

# 法務省だより あかれんが

## 《本号の注目記事》

- 「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」表彰式を行いました！
- アジ研60周年記念行事を開催しました
- バッドボーイズ佐田正樹“保護司になる”
- シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました

## 《特集記事》

- 01 「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」表彰式を行いました！
- 05 アジ研60周年記念行事を開催しました
- 08 バッドボーイズ佐田正樹“保護司になる”
- 11 シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました

## 《常設記事》

- 13 お答えします～「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」について～
- 14 記者が行く！～法務省旧本館（赤れんが棟）について～

## 《連載記事》

- 16 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.59  
～法テラスってどういう時に利用できるの？～
- 17 法制度整備支援の現場から
- 19 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.15  
～社会復帰調整官～

## 「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」

### 表彰式を行いました！

令和4年10月12日(水)、首相官邸において、令和4年「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」表彰式(以下、「本表彰式」とします。)を開催しました。本稿では、本表彰式の概要や、本表彰式当日の様子などについて、お知らせします！

#### 「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」とはなんですか？

犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対して、内閣総理大臣が表彰を行うものです。毎年、「安全安心なまちづくりの日」(10月11日)の前後の日に、本表彰式を実施しています。

本表彰は、平成17年に「地域社会における防犯活動」を実施している個人又は団体を対象として開始されたものですが、平成30年からは、法務省が推進する「再犯の防止等に関する活動」についても、表彰対象として加えられました。

このうち、今年度、「再犯の防止等に関する活動」について、下記の8つの個人・団体が表彰されました。

#### 「再犯の防止等に関する活動」における受賞者の皆さま(一覧)

受賞者名・団体名	功績概要(抜粋)
石井隆 様	福祉的支援が必要な犯罪をした者等に対し、刑事司法の入口から出口に至る全ての段階で支援を実施。
平川吉晴 様	長年にわたり、多岐にわたって、少年の再非行防止や健全育成のために活動を実施。
静岡県更生保護女性連盟 様	更生保護施設での食事づくりや、青少年の健全育成を目的とした「冠講座」を実施。
島根県立松江工業高等学校 JRC部 様	実習で使用した作業着を回収、洗濯、補修、仕分け、梱包の上、更生保護施設に寄付する活動を実施。
特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構 様	刑事司法手続の枠組みを超えて、刑務所出所者等に対しシームレスな就労支援を実施。
松本少年刑務所少年母の会 様	長年にわたり、受刑者の改善更生のため、物心両面にわたる直接的な支援及び援助を継続して実施。
山梨ダルク様	地域の理解を得ながら、違法薬物を使用した者に対し、回復支援を実施。
Paix <sup>2</sup> 様	受刑者に対する歌唱の提供と、社会復帰に向けた激励メッセージの発信を実施。

## 本表彰式当日の様子

本表彰式は、首相官邸大ホールにおいて実施され、「再犯の防止等に関する活動」による受賞者を代表して、石井隆様が表彰状を受領されました。

また、岸田総理大臣からは、各個人・団体の日頃からの活動に対する謝辞が述べられたほか、政府としても、安全安心なまちづくりの実現に取り組んでいく旨が述べられました。



石井隆様による表彰状の代表受領



表彰式の様子

## 法務大臣表敬の様子

本表彰式終了後、「再犯の防止等に関する活動」による受賞者の方々から、葉梨法務大臣(当時)に対する表敬訪問が行われました。葉梨法務大臣(当時)からは、受賞者の皆さまに日頃の活動に対する感謝の辞が伝えられました。

また、表敬訪問の後には、葉梨法務大臣(当時)と受賞者との懇談の場が設けられ、受賞者から、日頃の活動内容の紹介や活動にあたっての思いなどが伝えられました。



受賞者と葉梨法務大臣(当時)(中央)



懇談の様子

## 終わりに

法務省では、犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯防止に関する取組を進めてまいります。

今後とも、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにご理解とご協力をお願いいたします。

本表彰における過去の受賞者やその実績については、  
QRコードから確認してくださいワン！



## アジア研60周年記念行事を開催しました

国連アジア極東犯罪防止研修所(略称「アジア研」又は「UNAFEI(ユナフェイ)」)は、国際連合と日本国政府との協定に基づき、昭和37年に設立された国連の地域研修所です。アジア研は、60年の長きにわたって、途上国を始めとする各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修及びセミナーの実施を中心として、国際社会に貢献してきました。これまでに、142の国及び地域から6,200人以上(令和4年9月30日現在)の刑事司法実務家がアジア研の研修等に参加して、それぞれの国や地域で活躍しています。

また、アジア研は、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関(PNI)の中でも最も長い歴史と実績を持つ機関として、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)及び他のPNIと緊密な連携を取りながら、国連の目指すグローバルな犯罪防止や犯罪者処遇に関する政策の立案・実施に協力し、持続可能な開発目標(SDGs)の推進に務めてきました。

本年、アジア研が創立60周年を迎えたことから、令和4年10月21日(金)、講演会及び式典が盛大に開催されました。

### アジア研創立60周年記念講演会

アジア研創立60周年記念講演会は、「包摂的社会の構築に向けた再犯防止の取組(Creating Inclusive Societies: Approaches to Reducing Reoffending)」をテーマとして、会場(法務省大会議室)及びオンラインのハイブリッド形式で開催されました。以下の3名の専門家を講演者にお迎えし、それぞれ大変示唆に富む貴重な講演をしていただきました。

- (1) タイ法務研究所特別顧問 マッティ・ヨツツェン博士  
「包摂的社会の構築:国連犯罪プログラムの観点から見た再犯防止」
- (2) サモア最高裁判所・上席判事 クラレンス・ジョセフ・ネルソン氏  
「航海」
- (3) アジア刑政財団国際理事 セヴェリーノ・ハント・ガーニャ・ジュニア氏  
「刑事司法の発展に向けたアジア刑政財団とフィリピン犯罪防止実務者連盟の国際協力」

世界中で活躍するアジア研の卒業生や刑事司法関係実務家の方々のみならず、包摂的社会の構築や犯罪防止に関心をお持ちの一般市民の方々にも大勢ご参加いただきました。

## アジ研創立60周年記念式典

講演会后、全国町村会館で開催された式典では、葉梨康弘法務大臣(当時)、ガーダ・ワーリーUNODC事務局長、ピョートル・ホフマンスキー国際刑事裁判所(ICC)所長、堺徹最高裁判事、甲斐行夫検事総長等多くの皆様から、アジ研の長きにわたる国際社会への貢献に対しての祝辞やビデオメッセージをいただきました。

ご参加いただいた皆様、開催に当たってご協力いただいた皆様に対し、心より感謝申し上げます。これからも、アジ研は国際社会における犯罪防止やより良い犯罪者処遇の実現のために一丸となって活動を続けていきます。



アジ研森永所長による開会挨拶





ピョートル・ホフマンスキー国際刑事裁判所(ICC)所長による祝辞



ガーダ・ワーリー国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長によるビデオメッセージ

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)HP  
<https://www.unafei.or.jp/>



## バッドボーイズ佐田正樹“保護司になる”

お笑い芸人のバッドボーイズ・佐田正樹さんが「1か月保護司」として活動し、その活動に密着したドキュメンタリー動画が公開されました。



【MOJ channel】

<https://www.youtube.com/watch?v=cA9CYJdSAWs>



### 1 第72回“社会を明るくする運動”キックオフイベント

本年7月1日(金)、法務省内大会議室において、第72回“社会を明るくする運動”キックオフイベントが行われました。

第2部では、吉本興業株式会社とコラボした第72回“社会を明るくする運動”の取組が発表され、バッドボーイズ佐田正樹さんが津島法務副大臣(当時)から1か月保護司の委嘱を受けました。詳細はあかれんが第78号をご覧ください

あかれんが第78号





1か月保護司の委嘱を受けたバッドボーイズの佐田さん(右)と津島法務副大臣(当時)

## 2 「1か月保護司」としての活動

「1か月保護司」としての佐田さんの活動は、東京都荒川区保護司会にご協力いただき、都内で実施されました。佐田さんには保護司の皆さんとの交流や、実際の保護観察対象者との面接への同席を通して、「保護司」の活動を体験してもらいました。



保護司との打合せ



保護司との座談会

## 3 京都国際映画祭2022での初上映と舞台挨拶

本年10月15日(土)に京都で行われた京都国際映画祭にて、完成したドキュメンタリー映画『バッドボーイズ 佐田正樹“保護司になる”』の初上映と舞台挨拶が行われました。

舞台挨拶では、佐田さんが撮影を通して感じた思いを語ったり、ゲストのお笑いコンビのオズワルドのお二人が映画を見た感想や率直な質問を、佐田さんや荒川区保護司会の鈴木会長に投げかけたり、時には笑いが起こったりと、会場は盛り上がりを見せていました。



左から、MCの浅越ゴエさん、佐田正樹さん、荒川区保護司会鈴木会長、オズワルドの二人



トークショーにて



動画を見た感想を言うオズワルドの二人

#### 4 YouTube での動画の公開

完成した動画は YouTube 法務省チャンネル及び吉本興業 YouTube チャンネルにアップされています。YouTube での再生回数は累計85万回以上を超えており、注目を集めています。

1か月間の保護司体験を経て、佐田さんが出した答えは一体なんだったのでしょうか。ぜひ、公開中の動画をご覧ください。

## シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました

法務総合研究所国際協力部は、令和4年5月28日に公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）、慶應義塾大学大学院法務研究科との共催により「法整備支援へのいざない」を開催しました。

このシンポジウムは、大学生や法科大学院生、若手の法律家などを対象に、法律分野の国際協力である法整備支援について、どんな人が関わっているのか、どんな活動をしているのか等を知っていただくために毎年開催しているものです。

### シンポジウムの概要

まずは、国際協力部の教官と専門官から、法整備支援とはどのような活動を行っているのか、どのような体制で実施されているのか等の説明を行いました。

続いて、JICA 長期派遣専門家や弁護士、大学職員、国連など様々な立場で法整備支援に携わっている方をお招きし、パネルディスカッション「法整備支援への携わり方」を行いました。パネリストの方々には、どうしたら法整備支援に携わることができるかや、法整備支援に求められる能力やスキルなど参加者の皆さんからの様々な疑問にお答えいただきました。パネリストの一人からは、「大学で留学生の生活などを支援することも法整備支援であり、参加者の皆さんも実はすぐに法整備支援に携わることができる」といったコメントがあり、大変印象的でした。

そして、ラオスで JICA 長期派遣専門家として法整備支援活動に従事した国際協力部副部長の講演と、日本の法整備支援に関わったラオスの方々との対談が行われました。ラオスの方々からは日本の法整備支援活動によって、活動に参加したラオス側メンバーや法律実務家の法律に関する知識や能力が向上したという話や、これまでの活動による成果物が各機関の研修や教育において活用されているというお話がありました。



パネルディスカッションの様子(上段:左から JICA インドネシア長期派遣専門家の西尾さん、UNODC 東南アジア大洋州地域事務所の田中さん、下段:左から司会である当部の川野教官、弁護士で JICA 特別囑託の澤井さん、前慶應グローバル法研究所研究員の深沢さん)



ラオスの方々との対談の様子(左から国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクンさん、中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポーン・パパックディさん)

## 参加者からの感想

参加者からは「法整備支援の具体的な関わり方を知ることが出来ました。また、大学生でも関わることが出来ると分かって良かったです。」「学部2年生で将来の進路に迷っていましたが、法整備支援に関わっている方々のお話を聞くことで、国際関係の仕事に就きたいという自分の気持ちを再確認できました。」などの感想をいただきました。

## 終わりに

この記事を読んでシンポジウムの内容に興味を持たれた方は、ICCLC NEWS に詳細が掲載されていますのでぜひご覧いただけたらと思います。また、法整備支援へのいざないは来年も開催する予定ですので、法律分野の国際協力をしてみたいという方々のご参加をお待ちしています。

ICCLC NEWS 第 87 号(2022 年 8 月)

2022 年 5 月 28 日開催 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない

[https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news\\_87.pdf](https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_87.pdf)



法務総合研究所国際協力部 HP

[https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)



## お答えします

### ～「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」について～

#### Q1 外国法事務弁護士とは何ですか？

A1: 外国法事務弁護士は、外国法に関する一定の法律サービスを提供することができます。外国法事務弁護士になるには、法務大臣の承認と日本弁護士連合会の名簿への登録を受ける必要があります。これらを受けるためには、外国の弁護士の資格を持っていることや一定以上の職務経験があることなどの要件があります。

(参考)外国法事務弁護士制度について(法務省ホームページ)



#### Q2 弁護士・外国法事務弁護士共同法人とは何ですか？

A2: 日本の弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービスを提供するための法人です。令和4年11月1日からスタートした新しい制度です。

#### Q3 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入の趣旨は何ですか？

A3: 日本法と外国法のワンストップサービスの提供がしやすくなります。また、共同法人は支店等の設置が可能であり、地方にもワンストップサービスの拠点が広がり、地方の企業にもより利用しやすくなって企業の海外進出が促進されることが期待されます。

(参考)弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について(法務省ホームページ)



## 記者が行く！

### ～法務省旧本館(赤れんが棟)について～

#### 【記者】

皆さま、こんにちは！

今回は、本広報誌「あかれんが」の表紙にもなっている法務省の赤れんが棟について、担当者にお話をお伺いしてきました。

#### 記者

赤れんが棟とはどのような建物なのでしょうか？

#### 担当者

赤れんが棟は、ドイツ人建築家バックマンとエンデ両氏の設計にかかるもので、7年余りの歳月を費やして明治28年12月、司法省として竣工されたものです。その後、昭和20年3月、戦災のためれんが壁を残し屋根、床などを焼失したため、昭和23年から同25年にかけて復旧工事を行い、屋根などの形状や材質が一部変更されていましたが、平成の改修工事では明治28年の創建当時の姿に復原され、平成6年12月27日には国の重要文化財に指定(外観のみ)されました。「明治の官庁集中計画の唯一の生き残った歴史的建築物として、霞が関地区の景観に欠かすことのできない建築」として位置付けられており、ドラマなどの撮影に使われることもあるんですよ。



旧司法大臣官舎大食堂



エンデ & バックマン第一次計画案透視

#### 記者

ドラマの撮影ですか？

#### 担当者

最近のものと、「太平洋戦争80年・特集ドラマ「倫敦ノ山本五十六」[NHK総合]」の一部のシーンで使用されました。ただし、このときは法務省赤れんが棟を当時の海軍省という設定にして撮影が行われました。





特集ドラマの撮影風景

ほかにも、BS日テレ「ぶらぶら美術・博物館」では、出光美術館周辺で立ち寄ることができるおすすめスポットとして、赤れんが棟及びその中にある法務史料展示室が紹介されました。



赤れんが棟南玄関



法務史料展示室

赤れんが棟は、都心部にあってアクセスも良く、その華麗なたたずまいが目を引きまします。ここで紹介したものは一例ですので、今後もテレビなどでお目に掛かることがあるかもしれませんね。

なお、ここで紹介した法務史料展示室は一般に公開されています。明治の雰囲気を感じることができますので、ぜひ足を運んでみてください。

## 記者

ロケ地巡りとして訪れても楽しめそうですね！  
ありがとうございました。

「法務史料展示室・メッセージギャラリー」ご利用案内はこちら



# そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.59

## 法テラスってどういう時に利用できるの？

### ■ 情報提供編

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判、その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものです。利用資格などの制限はないため、広く国民等に開かれた、司法サービスの玄関口といえます。

### I 電話・メール・面談による問合せ

#### ☎ 法テラス・サポートダイヤル

オペレーターによる電話での法制度・相談窓口情報の紹介

#### ✉ メール

オペレーターによるメールでの法制度・相談窓口情報の紹介

#### 🗺️ お近くの法テラス窓口

情報提供職員による電話・面談での法制度・相談窓口情報の紹介

### II パソコン・スマートフォン（スマホ）で情報検索

#### 🔍 FAQ検索

法テラスホームページで相談内容・キーワード等から検索

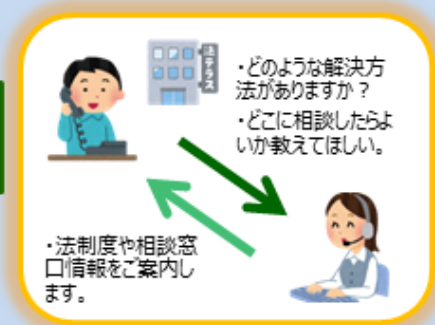
#### 🏠 相談窓口検索

法テラスホームページで都道府県・キーワード等から検索

### III 外国語での電話による問合せ

#### 🗣️ 多言語情報提供サービス

通訳業者を介した3者間通話による法制度・相談窓口情報の紹介



#### ■ 相談例

借金  
(二重ローン等)

貸借問題

家族の問題  
(相続等)

損害賠償請求

法的トラブルでお困りの方  
法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし  
**0570-078374**

平日9時～21時 土曜9時～17時

### ■ 法テラスについて知りたい

#### ● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！  
フォロー随時募集中♪  
[法テラス公式Twitter]

#### ● 広報誌「ほうてらす」



【第55号】

特集：「身近な交通事故と法律」

表紙・インタビュー

：トラウデン直美さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪  
ホームページからも読むことができます。  
広報誌「ほうてらす」

#### ● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください！  
[法テラス公式YouTubeチャンネル]



### ■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



## 法制度整備支援の現場から

カンボジア長期専門家 伊藤みずき

### カンボジアの魅力

カンボジアの魅力といえば、多くの方が、アンコールワット遺跡を思い浮かべると思います。確かにアンコールワット遺跡も素晴らしいのですが、私がカンボジアでの生活の中で、何よりも魅力的だと思うのは、「人」です。カンボジアの方々は、にこやかでフレンドリーで親切な、とても温かい国民性だと感じます。日本に対して良い印象を持っていて多く、タクシーのドライバーさんなどから、「日本はカンボジアをずっと支援してくれている、カンボジア人は皆感謝していて日本が好きだ」と言われることもあり、国際協力的一端を担う者として、胸が熱くなります。

### プロジェクト紹介

日本は、カンボジアに対して、これまで20年以上にわたって法整備支援を実施し、民法・民事訴訟法をはじめとする法令の起草や、司法人材の育成を支援しています。現地に派遣された私たちJICA長期専門家は、カンボジア司法省内の一室にオフィスを構え、執務しています。

令和4年10月31日、5年間にわたって実施された法整備支援プロジェクトが終了

しました。このプロジェクトでは、不動産登記に関する法令などの起草支援、答弁書や判決書などの書式例の作成・公開、実際の判決書の公開に向けた協力を行いました。その中でも、実際の判決書の公開については、プロジェクト期間中に、100件以上の判決書が司法省のウェブサイトで開催され、多数の判決書がダウンロードされており、反響の大きさを感じました。将来、カンボジアで広く判決が公開され、司法への信頼が向上し、判例の研究も進むきっかけになることを期待しています。

同年11月1日からは、新しい法整備支援プロジェクトが開始されました。裁判官をはじめとする法律実務家たちが、法律を正確に理解して適切に運用するためには、裁判官等の教育が重要です。新しいプロジェクトでは、裁判官等の養成学校で教鞭をとる教官たちの育成に重点を置き、その養成機関の教育を改善するための協力を行います。

一人ひとりが安心して幸せに暮らしていくために、司法は重要な基盤になります。カンボジアの人々の幸せを思いながら、司法の改善に向けて日々奮闘を続けていきたいと思えます。



【カンボジア司法省】



【新プロジェクトに関する調印式の様子】

## 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.15

### ～社会復帰調整官～

職 名：社会復帰調整官  
氏 名：松永 知行  
採用年：平成28年  
所 属：大津保護観察所 社会復帰調整官室

#### Q1 社会復帰調整官ってどんな仕事？

A1: 社会復帰調整官は、保護観察所の職員で、医療観察制度（心神喪失等の状態で重大な他害行為を起こしてしまった人の社会復帰を促進する制度）の対象となった人に対して、医療機関、地域の行政機関及び社会福祉施設等の関係機関（以下「関係機関」といいます。）と連携しながら、その人に適切な助言や指導を行ったり、地域において必要な支援を確保するためのコーディネートを行ったりしています。

#### Q2 最近のトピックスは？

A2: 医療観察制度は、制度の対象となる人が限定されており、この制度に携わった経験のある関係機関に限られているというのが現状です。そのため、大津保護観察所は、県内の指定入院医療機関（医療観察制度における入院処遇を行う医療機関）や滋賀県と共に研修会を開催したり、個別の関係機関に制度の説明を行ったりすることに力を入れています。

#### Q3 社会復帰調整官のやりがいて何？

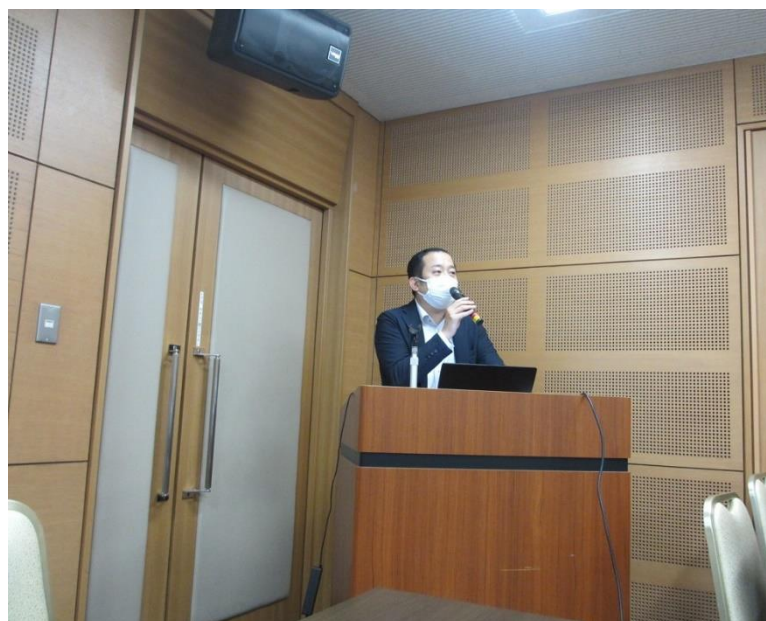
A3: 本制度の対象となった人が、二度と同様の他害行為を行わないように自身で努力し、変わっていく姿を間近で見られることにやりがいを感じることはもちろんですが、本人と一緒に関係機関との信頼関係を深め、1人1人に応じた、言わば「オーダーメイド」の支援体制を作り上げていくことにもやりがいを感じます。

**Q4** 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

A4: 月並みですが、やはり本人やその家族、支援者の方から感謝や労いの言葉をいただいたことが心に残っています。本人からすれば、医療観察制度による医療は自発的に受けるものではなく、また、関係機関からすれば、何らかの重大な他害行為を起こした人の支援に関わるということで、それぞれ戸惑いを感じることもあるかもしれません。それにもかかわらず、「担当者があなたでよかった。」「また一緒に仕事ができる機会があれば、是非声をかけてください。」とっていただけたことは、素直にうれしく、今の私自身の励みにもなっています。



本人との面接場面の様子(イメージ)



研修会での制度説明の様子